労秘第一二三〇號

昭和十一年八月三日

警視總監　石田馨

内務大臣　潮恵之輔殿
社會局長官殿
神奈川縣知事殿

京浜電気鉄道株式會社自動車部従業員ノ待遇改善嘆願運動ニ関スル件（第一報）

(1)標記會社ニ於テハ七月二十日新線開通（六郷土手ヨリ羽田間）ニ併セテバスダイヤーノ改正ヲ実施セルカ

(2)之ヲ機會ニ従来ヨリ待遇上ノ不満ヲ持テル京浜電鉄バス従業員組合員五十五名ハ七月二十三日別記(1)ノ嘆願書ヲ提出シタリ

(3)之ニ対シ会社側ハ七月二十七日明二十八日従業員全員ヲ召集シ之ヲ審議スルニ付其ノ会合ノ成否ヲ以テ回答ニ代ヘタイト

旨回答シ而シテ七月二十八日右従業員全員ヲ召集セルカ其ノ結果ハ次ノ通勤務関係ニ関シテ多少緩和的改正アリタ

協調會 昭和 11. 8. 5

A